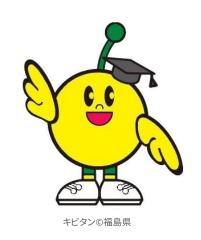
## ワークルール出前講座

~ 働くときに知っておきたいこと ~



福島県労働委員会 〇〇委員(〇〇〇〇) 福島 太郎(主催)福島県労働委員会

- ○ワークルールとは、働くときに守らなければならない、法律や決まりのことです。
- ○<u>労働者</u>はワークルールを守って働かなければいけません。
- ○<u>会社</u>も、労働者を雇用して働かせる以上、当然ワークルールを守る義務があります。

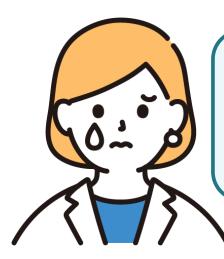
#### 仕事をする上で大切なこと

ブラックバイトやブラック企業から 自分を守るための第一歩は、

- 「この働かせ方はおかしい」
- ・「会社の説明は間違っている」



#### 内定取消



入社直前になって、会社から採用内定を 取り消されてしまいました。

内定取消は無効となる場合があります。



内定取消

○採用内定 ≒ 労働契約成立 と認められる場合、

### 「社会の常識に沿った、納得できる理由」が

なければ、内定の取り消しは無効です。



(参考) 労働契約法第16条

解雇は、<u>客観的に合理的な理由を欠き</u>、<u>社会通念上相当であると認められない</u>場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

6

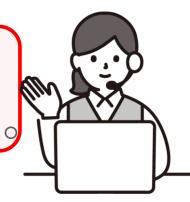
#### こんな場合は内定取消

- ○内定取消が正当だと判断されるケース
  - 学校を<u>卒業</u>できなかった
  - ・就職に必要な<u>免許</u>や<u>資格</u>が取れなかった
  - ・飲酒運転による死亡事故など、重大な事件による逮捕処分
  - ・健康状態が悪化して働くことが難しくなった
  - ・履歴書に**事実と違うこと**が記載されていた (虚偽の記載をしてしまった)



正社員として働いて1年以上経ちますが、 会社から「うちの会社には有給休暇なんて無 いから。」と言われました。

一定の条件を満たせば、 年次有給休暇は**当然に**付与されます



#### 年次有給休暇

〇条件

「**勤め始めてから<u>6か月以上</u>継続して働き、**かつ、全労働日の<u>8割以上出勤</u>していること」

- フルタイム労働者就職から6か月経過すると、10日付与されます。※1年に1回付与され、2年目以降は付与される日数が増えます。
- パートタイム労働者、アルバイトなど 労働者ごとの、労働時間や労働日数に比例して付与されます。※労働日数が多い人ほど、付与される有給も比例して多くなります。

9



# 年次有給休暇の取得について、<sup>今</sup>時期や目的は自由です。

※例外的に、「事業の正常な運営を妨げて」しまうような場合にのみ、会社には労働者が年次有給休暇を取得する時季を変更する権利が認められています。

(時季変更権と言います。)

11



上司から他の職員の前で長時間怒鳴られたり、 明らかに必要のない書類の作り直しを何度も命 じられました。

> 上司の行為は、パワハラ に該当する可能性があります。



13

#### パワハラ

下記1~3を<u>すべて</u>満たすものをパワハラと呼びます。



#### 職場において行われる、

- 1 優越的な関係を背景とした言動
- 2 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動
- 3 労働者の<u>就業環境が害される</u>こと (身体的又は精神的な苦痛など)

※客観的に「業務上必要かつ相当な範囲内で行われる業務指示や指導」である場合、 パワハラには該当しません。(被害者の主観ではなく**客観的に判断されることに注意**)

#### パワハラ

- ○パワハラを行った者(行為者)は、法的責任(不法行為)を 問われる場合があります。
- ○会社は、社内のパワハラを放置すると、法的責任(安全配慮 義務違反、不法行為)を問われる場合があります。

#### ※会社の法的義務

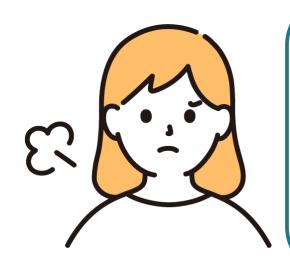
- ・ハラスメント相談窓口の設置、相談に対する迅速な対応
- 相談者等のプライバシーを保護すること
- ・相談してきた労働者に対して、不利益な取扱い(解雇など)を行わないこと
- ・ハラスメントの再発防止に向けた措置を講ずること

など

#### パワハラ被害を受けたら

- 1 記録を残す、証拠を集める
  - ※事実確認や相談の際に必要です。メモや録音などの記録を残したり、 出来る範囲で証拠を集めておきましょう。
- 2 周囲(上司、同僚、家族)に相談
- 3 会社の相談窓口や人事担当者に相談
- 4 外部の相談窓口に相談





正社員として5年間勤めた会社を**退職**しようとしたところ、「次の従業員が見つかるまで辞めさせない。」と言われて退職させてもらえません。

会社の**同意がなくても** 退職することができます。



17

#### 退職

- ○会社が退職させてくれない場合
  - 1 期間の定めの<u>ない</u>契約 (無期雇用) いわゆる正社員のケースです。 この場合は、会社に対して**退職の申出**をすれば、申し出をした日から 2 週間が経過すると退職することができます。 (民法第627条第1項)
  - 2 「6か月」「1年」など、期間の定めの<u>ある</u>契約(有期雇用) 原則として、**期間の満了**まで働く義務があります。 しかし、**やむを得ない事情**がある場合(職場でのハラスメントに耐 えられないなど)は退職が可能です。

上司から「お前は気にくわないから クビ(解雇)だ」と言われました。 納得できない解雇理由なのですが、 このような解雇は許されるのですか?

> 合理的な理由がない解雇は、 無効となる可能性があります。



19

#### 普通解雇

○客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当 として認められる場合でなければ、解雇は無効 です。

・ 合理的な理由

労働者の労働能力または適格性の欠如・喪失、労務提供の不能 労働者の規律違反行為 経営の必要性に基づく場合

等

・社会通念上相当として認められる場合 解雇となる労働者の行為が重大な行為である 解雇する以外に方法がない(解雇以外の手段を尽くしている) 他の労働者との取り扱いとの均衡が保たれている